

○大野市立学校の就学学校の指定の変更に関する要綱

平成21年3月27日

教委告示第2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第8条の規定に基づき、大野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が就学することを指定した学校（以下「指定学校」という。）の変更に関し、必要な事項を定めるものとする。

(許可の基準)

第2条 指定学校の変更の基準は、別表のとおりとする。

(申請)

第3条 別表に掲げる基準に該当し、指定学校の変更を希望する保護者は、児童生徒指定学校変更許可申請書（様式第1号）により、必要書類を添付して教育委員会に申請しなければならない。

(許可及び不許可の決定)

第4条 教育委員会は、前条に規定する申請があった場合において、当該申請書の内容を審査するとともに事情を聴取し、当該申請が別表に掲げる場合に相当すると認めるときは児童生徒指定学校変更許可決定通知書（様式第2号）により、当該申請が別表に掲げる場合に相当しないと認めるときは児童生徒指定学校変更不許可決定通知書（様式第3号）により、当該保護者及び当該学校長に通知するものとする。

(決定の取消し)

第5条 教育委員会は、第3条の規定による保護者からの申請が事実と相違していると認めたとき、又は申請事由が消滅したと認められるときには、児童生徒指定学校変更許可取消通知書（様式第4号）により当該保護者及び当該学校長に通知するものとする。

(その他)

第6条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

（大野市小学校・中学校の就学学校指定変更及び区域外就学許可要綱の廃止）

2 大野市小学校・中学校の就学学校指定変更及び区域外就学許可要綱（平成10年教育委員会告示第1号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この要綱の施行の際現に廃止前の大野市小学校・中学校の就学学校指定変更及び区域外通学許可要綱の規定により変更の許可を受けて通学している児童生徒は、この要綱の規定により指定学校の変更の許可を受けたものとみなす。

附 則（令和2年教委告示第9号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年教委告示第47号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

指定学校変更許可基準

種類	許可基準	必要書類
1 途中転居	全学年に渡り、途中に転居する場合で通学に支障がないとき（新1年就学時に在学中の兄弟がいる場合を含む。）。	
2 転居予定	住宅の新築、改築、売買等により転居することが確定しており、転居予定地の学校へ通学を希望する場合で通学に支障がないとき。	住宅の新築の場合にあっては建築確認書の写し、家屋を取得する場合にあっては売買契約書の写し、借家その他の場合にあってはその事実を証するに足りる書類
3 昼間留守家庭	住民登録地において昼間保護する者がなく、預かり先等がある校下の小学校又は両親が勤務する校下	預かる者の承諾書

	の小学校を希望するとき。	
4 身体的理由	病気等の身体的理由で、通学若しくは通院の利便性又は安全性について配慮する必要があるとき（兄弟姉妹についても配慮する。）。	医師の診断書又はその事実を確認できるもの
5 教育上の配慮	次の事由により教育委員会が適当であると認めるとき。 (1) いじめを受けた経緯から転校がやむを得ないとき。 (2) 入学・転校により明らかに不登校又は過度の心身負担が予測されるとき。 (3) 転校により不登校又は過度の心身負担が解消されるとき。 (4) 家庭の事情により居住地が住民登録地と異なるとき。 (5) 特別支援学級に在籍する児童生徒の兄弟姉妹がその学級のある学校へ通学を希望するとき。 (6) 帰国子女又は外国人の受入れで特に配慮が必要なとき。	学校長の意見書等

	(7) 学級数の変動をきたさない範囲において特認校を指定したとき。 (8) 交通事情等の変化により、通学に著しく危険が予測されるとき。	
6 通学距離	通学距離が概ね小学校で2 km、中学校で4 kmを超える場合で、著しく通学距離が短縮されるとき。	
7 その他	この基準以外で特に指定学校変更の必要性を教育委員会が認めたとき。	学校長の所見書その他必要な書類

大野市立学校 指定学校の変更基準

次のいずれかに該当する場合、保護者は指定学校の変更を申請することができます。
変更が許可される期間や申請に必要な書類は変更の理由によって違います。詳しくは問い合わせてください。

途中転居

全学年に渡り、入学後に転居する場合で、通学に支障がないとき（新1年就学時に在学中の兄弟がいる場合を含む）。

※市民生活・統計課で転居手続き後、住民異動届の写しが必要

転居予定

住宅の新築、改築、売買などで、転居することが決まっていて、転居予定地の学校へ通学を希望する場合で、通学に支障がないとき。

※契約書の写しなどが必要

昼間留守家庭（小学生のみ）

住民登録地において昼間保護する者がなく、預かり先等がある校下の学校又は両親が勤務する校下の学校を希望するとき。

※預かり先の承諾書などが必要

身体的理由

病気などの身体的理由で、通学や通院に配慮する必要があるとき（兄弟姉妹についても配慮する）。

※医師の診断書など事実確認できる書類が必要

教育上の配慮

家庭の事情や不登校、いじめなどで、変更することを教育委員会が適当であると認めるとき。交通事情等の変化により、通学に著しく危険が予測されるとき。等

※学校長の意見書などが必要

通学距離

通学距離が小学校でおおむね2キロ、中学校でおおむね4キロを超える場合で、著しく通学距離が短縮されるとき

その他

特に指定学校変更の必要性を教育委員会が認めたとき。

※有終西小学校及び有終東小学校に関連する通学区域変更に伴う指定学校の変更を希望する場合を含む。

通学区域変更に伴う指定学校変更手続きについて

令和 8 年度より、有終西小学校と有終東小学校に関連する通学区域が変更される。

○有終西小学校関連

有終西小学校を卒業する児童は、令和 8 年 4 月より開成中学校に進学する。

きょうだいが陽明中学校に在籍している家庭で陽明中学校に入学する場合は配慮する。

その他、通学区域変更前後の様々な事案について個別に相談に応じる。

○有終東小学校関連

有終東小学校から開成中学校に進学している地域については、小学校区を変更し、令和 8 年 4 月より有終南小学校に入学する。中学校通学区域は変更しない。

令和 7 年度に有終南小学校に入学することを希望する場合は認める。

きょうだい有終東小学校に在籍している児童が、有終東小学校に入学することを希望する場合も認める。

有終東小学校に在籍している児童が陽明中学校への進学を希望する場合も認める。

その他の個別の案件について、相談に応じる。

下記の場合について、令和 8 年の指定学校変更を希望される場合は、令和 7 年 8 月 31 日までに、保護者から教育総務課に相談いただくように、該当するすべての保護者に通知する。

関係学校	居住区	対象者	希望内容
有終西小関連	陽明中学校区に居住 (六間通より北)	有終西小学校卒業生	陽明中学校に進学したい
有終東小関連	開成中学校区に居住 (弥生町 1 区、2 区、 幸町区、東中の一部、 春日三丁目下区の一部)	未就学児	有終東小学校に入学したい
		有終東小学校卒業生	陽明中学校に進学したい

指定学校の変更基準のその他に、「通学区域変更に伴い、指定学校の変更を希望する場合」を付け加える。